

# 東浦町立保育園の今後のあり方の概要

## 1 町立保育園の今後のあり方を検討する目的

「保育所」とは、児童福祉法第39条第1項に、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設と定められており、健全な心身の発達を図るとともに、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮し、養護及び教育を一体的に行って います。

近年、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展や、働き方の変化、地域生活における日常的な関わりの希薄化などによって、子育てに孤立を感じる保護者が増加しています。また、子どもの貧困問題や障がい児等の配慮を必要とする子どもが増加していることから、住民一人ひとりが子育て家庭を応援し、つながり、支えていくことが、とても大事になってきます。

保育士については、保育学科のある大学の定員割れをはじめ、保育士業界全体において、人材不足になっています。本町は、2024年度末で退職を希望する保育士が多く、合わせて、新規採用者数も退職希望者数を補充するまでに至らなかつたことから、現在の保育体制の維持が難しくなつてきています。

町立保育園は8園ありますが、開園後50年前後の施設が多く、老朽化が進むことで、維持管理費の増大も予測されます。

公共施設の今後のあり方については、2016年3月に策定(2021年3月改定)した「東浦町公共施設等総合管理計画」や、2024年3月に策定した「東浦町公共施設再配置計画」において、PPP/PFIの推進方針や、公共サービスのあり方について記載されているように、官民連携手法の導入や民営化について検討することとしています。

東浦町として、安定的かつ継続性のある保育サービスの提供体制を維持していく必要があるため、改めて町立保育園の役割を確認しながら、これまで本町には少なかった民間事業者の活用を踏まえた、「東浦町立保育園の今後のあり方について」を作成しました。

## 2 東浦町の児童数と保育施設の設置状況

本町は、幼稚園が少ないことから、就労等の保育の必要性の基準に該当しない場合でも、教育認定児については「特別利用保育」として町立保育園が幼児教育・保育を行ってきました。

就学前児童数は減少傾向ですが、乳児保育の就園率や保育認定児の割合は増えていることから、町立保育園へのニーズは依然高い状況です。待機児童ゼロを維持するためには、保育所の増設や、町立保育園の認定こども園化など機能強化が必要です。

## 3 町立保育園の施設状況

町立保育園は8園あり、小学校区に1箇所以上、開園しています。開園後50年前後の施設が多く、老朽化が進むことで、維持管理費の増大も予測されます。

また、他自治体が保育施設(定員 114 名)を建設した総事業費は約5億円です。町立保育園の建て替えを検討した場合も、相当額の費用が見込まれますが、国や県からの補助はありません。

一方で、民間事業者が建設した場合の負担割合は、国 1/2、町 1/4、事業者 1/4 となるため、本町にとって、費用面のメリットは大きく、限られた財源を他の子育て支援策に活用することができます。

## || 4 町立保育園での取組み内容

町立保育園では保育ニーズに対応した保育を実施しており、祝日に出勤する保護者も多いことから、祝日保育を実施しています。祝日保育は、知多5町の中でも本町だけです。また、給食費の無償など費用面での保育サービスの充実も図ってきました。

一方で、町立保育園の運営費に対しては、明確に国や県からの補助はありません。今後も安定的かつ継続性のある保育サービスを実施していく上では、受益者負担の検討を進めていく必要があると考えています。

また、保育士の人材確保が難しく、町立保育園の保育体制の維持も困難になってきているため、民間事業者の活用を検討し、町としての保育体制の維持に努める必要があります。

なお、民間事業者の活用を促すには、保育サービスに対する利用者負担額の官民格差の是正が必要であると考えています。

## || 5 現状と課題を踏まえて

就学前の児童数は減少傾向ですが、町立保育園の就園率は依然として高く、特に乳児の入園希望は増加傾向にあります。幼児の保育認定児の割合も高まってきていることから、教育認定児の幼児教育・保育を行う幼稚園もしくは、認定こども園が必要です。

また、給食費の無償をはじめ、町立保育園では、保育サービスの充実を図ってきたことで、民間事業者との格差が生じています。保育サービスの充実により生じた料金格差が、民間事業者の参入を妨げていた一因になっていると考えられます。

なお、保育士の状況としましては、本町の保育士は20歳代が7割を占めており、保育士も就業意識の変化などから、異なる職種への転職やチャレンジ意識を持つ職員が増えています。保育士全体として人材確保が難しい中、保育体制の整備が困難になっています。

町立保育園は、開園から50年以上経過している保育園もあり、施設の老朽化の影響から施設整備費の増大が見込まれ、費用面の課題も挙げられます。

これらの現状と課題を踏まえて、今後は、町立保育園8園の一部の運営主体及び設置主体は、民間事業者が行うことを進めていきます。

民間事業者に移管する町立保育園の選定については、施設の老朽化の状況や、敷地の状況、町全体の保育需要と周辺の保育施設の状況などを、総合的に判断していきます。

なお、本町の児童館については、小学校区に1箇所、開館してあり、緒川新田児童館以外は、平成に入ってから開館しました。施設の老朽化は、保育園ほど進んでいませんが、放課後児童支援員の不足など、共通する課題もあるため、今後、児童館のあり方に関する検討をしていきます。

## 6 町立保育園の民営化

### (1) 民営化について

全国では、2004年の「三位一体改革」を機に「民間にできることは民間に」と私立保育所に対する補助制度は維持されましたが、公立保育所に対する国の補助制度が見直されました。市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、国の負担が廃止されたこともあり、全国的に公立保育所の民営化の流れが加速しました。

本町においては、児童福祉法第24条第1項に規定されている「保育を必要とする場合、保育所において保育しなければならない」を受けて町の責務として保育事業を行ってきました。今後、保育士不足等をはじめとしてさまざまな課題が挙げられる中、民間事業者と町立保育園が連携して、多様な保育ニーズに応えていきます。

#### ■ 全国の保育所等数調べ(厚生労働省)

年度		公立		私立 (民間事業者)		合計
2000年	施設数	12,723園	57%	9,472園	43%	22,195園
	児童数	1,092,911人	57%	830,246人	43%	1,923,157人
2016年	施設数	9,638園	36%	16,857園	64%	26,225園
	児童数	917,246人	36%	1,600,889人	64%	2,518,135人
2020年	施設数	8,571園	29%	20,829園	71%	29,400園
	児童数	867,410人	31%	1,931,478人	69%	2,798,888人

### (2) 民営化の意義

ア 町内に町立保育園と民間保育所が共存することで、保育方針や保育のカリキュラムなどの選択肢が増えます。保護者は「子どもの最善の利益」のため、子どもの状況やニーズを考慮しながら、保育所を選択することができます。

イ 民間活力を生かした施設の建替えや、民営化された保育所の判断により、早朝・延長保育、乳児保育などの保育サービスの充実が期待できます。ソフト面やハード面において、より良い保育環境が整備できます。

ウ 乳児保育のニーズが高まっています。民間保育所は、定員の設定や整備が迅速にでき、保育需要に対して柔軟に対応できます。

エ 町立保育園の一部が民間保育所へ移行することにより、町立保育園にはなかった国や県からの補助を受けることができます。町の財政負担の軽減を図るとともに、今後、取り組むべき他の子育て支援策に活用ができるため、子育て支援の充実につながります。

オ 国は、幼児教育・保育の質の向上として、保育士の配置基準を見直しました。保育士の配置基準は、保育士1人が受け持つ子どもの人数です。民営化を進めることで、民営化した町立保育園の保育士を、他の町立保育園に配属することができます。そのため、国が新たに示した保育士の配置基準を満たすことが可能となり、保育士が今よりもゆとりを持って保育ができるから、子どもや保護者にとっても安心につながります。

### (3) 民営化の進め方

- ア 民営化を進める町立保育園の選定とともに、実施時期を計画していきます。
- イ 通園する保護者や地域住民に説明し、実施時期などを説明していきます。
- ウ 民間事業者の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる実績を持つ民間事業者を選定します。
- エ 移管する際には、町立保育園と民間事業者で、共同保育を行います。子どもの状況などの引継ぎ期間を設け、保育運営に支障のないように移管します。
- オ 民営化後も保護者・民間事業者・町の三者で協議する場を必要に応じて設置します。また、民間事業者への指導監査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていきます。

## || 7 民営化の効果について

### (1) 保育サービスの充実

共働き世帯の増加や、さまざまな就労形態によって、保育ニーズは多様化しています。多様化している保育ニーズに対して、民間事業者はこれまで培ってきたノウハウにより、柔軟に応えることができます。民間事業者による独自の保育方針が増えることで、子どもの状況に応じた保護者の選択肢も増え、保育サービスの充実につながります。

### (2) 保育士の配置

民営化を進めることで、民営化した町立保育園に配属していた保育士を、他の町立保育園に配属することができます。そのため、国が新たに示した保育士の配置基準を満たすことが可能となり、保育士の職場環境の改善にもつながります。

また、保育士がゆとりを持って保育ができるところから、子どもや保護者も安心して保育園に預けることができます。

### (3) 保育園の運営費及び施設整備費

公立保育園を運営・整備する場合、国・県の補助制度がなく、民間事業者が私立保育所として運営・整備する場合は、国の直接の補助制度が適用されます。

町の財政負担が軽減されることにつながり、取り組むべき他の子育て支援施策に、その財源を活かすことができます。

## || 8 これからの町立保育園の役割

保育園は、子ども達にとって第二の家庭であり、子ども達が自ら「遊ぶ」「学ぶ」力を育てる場所です。

民営化を進めていく中でも、町立保育園と民間事業者のそれぞれの特徴を活かして、町全体として保育の質を向上させるために、これからの町立保育園の役割を明確にします。

### (1) 保育施策の舵取りとしての役割

子ども家庭庁が発足し、保育施策は多岐にわたり、例えば、「子ども誰でも通園制度」などさまざまな施策が打ち出されています。一方で、リフレッシュ保育をすでに行っている本町として、保護者が求める保育ニーズを精査し、どの保育施策を拡充していくべきか検討していく必要があります。民間事業者と連携し、町としてどのように対応していくのか、保育施策の舵取りとしての役割

を担っていきます。

(2)保育の質を確保する役割

町立保育園の保育士は、大学教授などを講師に招き研修を受講するなど、これまで保育の水準を高く保つ取組を行ってきました。今後においては、町立保育園、民間事業者の連携を強化し、知識、技術、経験を共有することで保育の質を向上させるとともに、全体の保育の質を向上させる役割を担っていきます。

(3)多世代交流としての役割

地域に開かれた身近な保育園として、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小中学生の体験学習や実習生の受け入れ、高齢者との交流などに取り組み、多世代交流としての機能を、より一層持たせていきます。